平成２６年（フ）第２８号
宮城県大崎市古川幸町１丁目８番12号
破産者　株式会社人丸
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第４７号
新潟県三条市東本成寺11番34号
破産者　橋本電気株式会社
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２１年（フ）第３８号
長野県松本市平田東１丁目９番３号
破産者　小林産業株式会社
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所松本支部

平成１９年（フ）第１０５７４号
大阪府東大阪市下小阪２丁目14番16号
破産者　末広産業株式会社
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２７年（フ）第１３８号
横浜市戸塚区前田町511番地２　前田ハイツ２棟244号
破産者　藤村　直子
1　破産債権の届出期間　平成27年４月27日まで
2　一般調査期日　平成27年５月14日午前10時
平成27年３月27日
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８６１号
神戸市長田区駒ケ林町３丁目16番19号
破産者　岡崎　英明
1　破産債権の届出期間　平成27年４月30日まで
2　一般調査期日　平成27年５月21日午後４時
平成27年３月26日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８６２号
神戸市長田区駒ケ林町３丁目16番19号
破産者　岡崎　理子
1　破産債権の届出期間　平成27年４月30日まで
2　一般調査期日　平成27年５月21日午後４時
平成27年３月26日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６号
和歌山県新宮市熊野地２丁目５番17号
破産者　中出　　治
1　破産債権の届出期間　平成27年５月15日まで
2　一般調査期日　平成27年６月８日午後１時30分
平成27年３月27日
和歌山地方裁判所新宮支部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第２号
福岡県嘉麻市鴨生55番地
清算株式会社　山野商事株式会社
代表清算人　石井　広明
1　決定年月日　平成27年３月23日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

特別清算終結

平成２７年（ヒ）第２００２号
東京都千代田区飯田橋１丁目３番７号
清算株式会社　株式会社オー・オー・エス
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第１号
徳島県三好市池田町シンマチ1466番地
清算株式会社　株式会社マルウラ
1　決定年月日　平成27年３月24日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
徳島地方裁判所美馬支部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第２０８９号
東京都中央区新川１丁目５番18号
清算株式会社　株式会社新川情報
代表清算人　加根魯澄夫
1　決定年月日　平成27年３月26日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　一般債権
一般債権とは、協定債権のうち、特定債権に該当しないものをいう。
2　特定債権
特定債権とは、協定債権のうち、株式会社グリーンアイティシステムズが有するものをいう。
3　債権譲渡等がなされた場合の取扱い
特別清算開始決定日以降、協定債権の譲渡、代位弁済、合併、会社分割等を原因として、協定債権の全部または一部について協定債権者の変更があった場合においても、権利の変更は、別表の「協定債権額」欄記載の各金額を基準として行う。
4　配当基準額
配当基準額とは、平成27年１月21日時点において一般債権者が清算株式会社に対して有する債権のうち、利息及び遅延損害金を除いた債権元本の額をいう。
5　端数の処理
権利の変更の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
6　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、一般債権者の指定する銀行預金口座宛に振込送金する方法により行うものとし、振込送金にかかる費用は清算株式会社の負担とする。
第２　一般債権
1　最終弁済
本協定認可決定確定後１か月以内に、会社残余財産から公租公課その他一般の優先権ある債権等会社法515条３項括弧書内記載の債権（以下「優先債権」という。）に対する弁済に要する費用を控除した後の金員を弁済原資とし、配当基準額を基準に按分比例して弁済する。
2　免除
⑴　清算株式会社は、協定認可決定確定日に、一般債権のうち利息及び遅延損害金について全額免除を受ける。
⑵　清算株式会社は、第１項における弁済と同時に、一般債権額から最終弁済額を控除した一般債権元本の残額について、その債務の免除を受ける。
3　追加弁済
前記最終弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、これを速やかに換価し、その換価費用その他優先債権を控除した残額を追加弁済の原資とし、各一般債権者の配当基準額から最終弁済額を控除した残額を基準に按分比例して追加弁済する。この場合においては、最終弁済と同時に生じた免除の効力は、追加弁済額の限度で遡って効力を失う。
第３　特定債権
清算株式会社は、協定認可決定確定日に、特定債権全額について債務の免除を受ける。
第４　優先債権、共益債権の弁済
国税徴収法又は国税徴収の例により徴収することを得べき債権、労働債権等の優先債権及び協定債権者の共同の利益のためにする裁判上の費用、清算業務の遂行に要する費用等共益債権については随時弁済する。
（別表省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２７年（再）第１号
福岡県朝倉市三奈木3160番地
再生債務者　株式会社マンゲン
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　福岡市中央区警固２―18―７ふじたビル301けやき通り法律事務所　弁護士　吉岡　隆典
平成27年３月25日
福岡地方裁判所第４民事部